

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	平成 14(許)11	原審裁判所名	東京高等裁判所
事件名	競売手続一部取消及び停止決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件	原審事件番号	平成 14(ラ)99
裁判年月日	平成 14 年 10 月 25 日	原審裁判年月日	平成 14 年 2 月 15 日
法廷名	最高裁判所第二小法廷		
裁判種別	決定		
結果	棄却		
判例集等	民集 第 56 卷 8 号 1942 頁		

判示事項	物上保証人所有の不動産を目的とする競売の開始決定の債務者への送達が債務者の所在が不明であるため公示送達によりされた場合における被担保債権の消滅時効の中断
裁判要旨	物上保証人所有の不動産を目的とする競売手続において、債務者の所在が不明であるため、開始決定の債務者への送達が公示送達によりされた場合には、民訴法 111 条の規定による掲示を始めた日から 2 週間を経過した時に、被担保債権について消滅時効の中断の効力を生ずる。

全文

主 文

本件抗告を棄却する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

抗告代理人石川清隆の抗告理由について

【要旨】物上保証人所有の不動産を目的とする根抵当権の実行としての競売手続において、債務者の所在が不明であるため、競売開始決定正本の債務者への送達が公示送達によりされた場合には、民訴法 113 条の類推適用により、同法 111 条の規定による掲示を始めた日から 2 週間を経過した時に、債務者に対し民法 155 条の通知がされたものとして、被担保債権について消滅時効の中断の効力を生ずると解するのが相当である。その理由は、次のとおりである。

(1) 民訴法 113 条は、相手方の所在が不明である場合において、相手方に対する公示送達された書類に、その相手方に対し訴訟の目的である請求又は防御の方法に関する意思表示をする旨の記載があるときに、その意思表示の実体法上の到達の効力を認め、ほぼ同様の公示機能を有する民法 97 条ノ 2 所定の意思表示の手続を重ねて執ることを要しないこととして、表意者に二重の負担を掛けることを回避する趣旨の規定である。

(2) ところで、物上保証人所有の不動産を目的とする競売手続において、債務者に対し競売開始決定正本が送達された場合には、債務者に対し民法 155 条の差押えの通知がされたものとして、同決定正本が債務者に送達された時に当該被担保債権について消滅時効の中断の効力を生ずるが（最高裁昭和 47 年（オ）第 723 号同 50 年 11 月 21 日第二小法廷判決・民集 29 卷 10 号 1537 頁，最高裁平成 5 年（オ）第 1788 号同 8 年 7 月 12 日第二小法廷判決・民集 50 卷 7 号 1901 頁参照），このように競売開始決定正本の送達によって

実体法上のいわゆる観念の通知が行われる場合について、訴訟書類の送達によって実体法上の意思表示が行われる場合と異なった取扱いをすべき実質的な理由はない。

(3) また、民訴法113条が、公示送達によって相手方に到達したものとみなされる意思表示を訴訟の目的である請求又は防御の方法に関するものと規定しているのは、訴訟の追行に必要な意思表示に限りその到達の効力を認める趣旨と解されるところ、競売開始決定及びその正本の送達は競売手続の進行に必要不可欠なものであるから、これによってされる民法155条の通知について民訴法113条を類推適用することとしても、同条の趣旨に反するものではない。

(4) そして、債務者の所在が不明である場合に、競売開始決定正本の公示送達のほかに、別途債務者に対する民法97条ノ2所定の手続による通知を要するとすることは、債権者に不相応の負担を掛けるものというべきである。

したがって、これと同旨の原審の判断は、正当として是認することができ、所論引用の判例に抵触するものではない。論旨は採用することができない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 梶谷玄 裁判官 福田博 裁判官 北川弘治 裁判官 亀山継夫 裁判官 滝井繁男)

※参考:判例タイムズ1111号133頁、判例時報1808号65頁、金融商事判例1167号51頁、
ジュリスト号頁、最新・不動産取引の判例(RETIO)235頁